

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し

○ 年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、次の見直しを行う。

- ・ 年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額とする。
- ・ 年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとする。

※ この改正は、平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用

※ 公的年金からの特別徴収(源泉徴収)制度: 所得税、個人住民税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料

※ 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度は、平成21年10月の年金支給時から導入

《特別徴収税額の算定方法の見直し》

現
行

仮徴収額 = 前年度分の本徴収額 ÷ 3

(4・6・8月)

本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

(10・12・2月)



改
正
案

仮徴収額 = (前年度分の年税額 × 1/2) ÷ 3

(4・6・8月)

本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

(10・12・2月)

(例) 65歳以上の夫婦世帯 (夫の個人住民税額=60,000円(所得割額:56,000円、均等割:4,000円)、妻は非課税)

年度	年税額	【現行】		【改正案】	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増等)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【現行】一度生じた不均衡が平準化しない

【改正案】年税額が2年連続で同額の場合、平準化